証券コード　6334
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都千代田区神田多町二丁目２番地22
明　治　機　械　株　式　会　社
取締役社長　河　野　　猛

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前９時30分

２．場　　所　東京都中央区日本橋本町四丁目８番14号
東京建物第３室町ビル　５階　セミナールームＡ
（会場が昨年と異なっていますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．会議の目的事項

報告事項
１．第140期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第140期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　資本金の額の減少の件
第２号議案　剰余金の処分の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

４．招集に当たっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書面の取り扱い

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。また、議決権の代理行使に当たっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

(3) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.meiji-kikai.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.meiji-kikai.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では景気回復傾向が続いたものの、欧州では地政学的リスクや財政問題の再燃に対する不透明感が拭えない状況が続き、中国をはじめとした新興国でも成長の鈍化がみられました。一方で、日本経済は、円安と原油安により企業業績は改善傾向にあり、また消費税増税による個人消費の低迷にも底打ちの兆しがみられ景気は緩やかな回復傾向となりました。

このような中で、当社及び当社グループは、引き続き受注・売上確保のために積極的な営業活動の展開、ＣＳ（顧客満足）を追求した製品・サービスの品質向上を図り、他方、予算管理の徹底、製造コストをはじめとするコストならびに経費削減に取り組み、業績向上に鋭意努めてまいりました。

当期は、当社が前期に策定した「第３次中期経営計画」の２年目に当たり、この計画に基づく経営改善諸施策であります「アクションプラン」を迅速かつ着実に推進していくことにより、確実に利益創出をして黒字基調を堅持する企業体質、コンプライアンス体制、コーポレート・ガバナンス体制の充実強化を含めた強固な経営基盤を構築してまいりました。

しかしながら、このような状況下、当社グループの連結売上高は、受注価格競争激化による受注の伸び悩みや逸注、顧客設備投資の先送りなどがあり、当社の中小規模プラントの工事進行基準による売上などはありましたが、4,190百万円（前期比6.3%減）にとどまりました。

また、損益面に関しましては、売上高減少や原価率悪化に加え、当社及び連結子会社の業績が低下し、営業損失108百万円（前期　営業損失222百万円）、経常損失82百万円（前期　経常損失237百万円）となりました。

当期純損益につきましては、特別利益として、保険解約益50百万円の計上があり、30百万円（前期　当期純損失383百万円）の損失計上となりました。

一方、当期の当社単独の業績は、受注予定案件の逸注や設備投資の先送りなどで、売上高は3,452百万円（前期比4.4％増）となりました。損益面につきましては、それぞれ営業損失100百万円（前期　営業損失134百万円）、経常損失72百万円（前期　経常損失127百万円）、また、特別損益として、保険解約益50百万円、子会社合併による抱き合せ株式消滅差損93百万円の計上があり、当期純損失101百万円（前期　当期純損失266百万円）の損失計上となりました。

このような損失計上に至りましたことは、株主の皆様には大変申し訳なく深くお詫び申しあげます。また、誠に遺憾ながら当期も無配とさせていただきたく存じます。何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

事業別の状況は次のとおりであります。

産業機械関連事業

製粉業界は、外国産小麦の政府売渡価格が４月から５銘柄平均（税込価格）で2.3％引き上げられたことに伴い、７月から業務用小麦粉の販売価格が改定されました。副製品のふすまは好調な市況を背景として堅調に推移したものの販売環境の影響には留意していく必要があります。

また、飼料業界では、主原料である米国産とうもろこしは底堅い価格で推移し、大豆粕相場は軟調に推移しました。一方で為替相場は円安に推移したことにより、配合飼料の値上げを行ったものの依然厳しい事業環境にありました。

このような状況の中、売上高につきましては、圧扁設備ドライヤー・クーラー更新工事、鶏豚ペレット・クーラー更新工事、有薬マッシュのバラ出荷設備などの各種製粉・飼料設備のほか、その他主力製品のロール機、シフター、精選諸機械などの売上があったものの、売上高は3,654百万円（前期比17.4％減）となりました。損益面に関しましては、予算管理の徹底や経費削減に努めましたが、営業損失121百万円（前期　営業損失260百万円）となりました。

不動産関連事業

当社は本社ビルの賃貸を行っておりますが、当期の売上高は45百万円（前期比2.0％減）となり、営業利益は35百万円（前期比7.3％減）となりました。

太陽光関連事業

太陽光関連事業については、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度（ＦＩＴ）の見直しが行われる等、厳しい事業環境のもと受注・売上確保のため積極的な営業活動を展開し、売上高は491百万円、営業損失23百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、35百万円であります。

その主なものは、当社の建物、機械及び装置、器具・備品の新設などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において必要資金の銀行借入を行いましたが、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	単 位	第137期 平成24年３月期	第138期 平成25年３月期	第139期 平成26年３月期	第140期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
売　上　高	百万円	8,348	5,469	4,472	4,190
経　常　利　益 (△は経常損失)	百万円	388	△289	△237	△82
当　期　純　利　益 (△は当期純損失)	百万円	505	△2,201	△383	△30
１株当たりの当期純利益 (△は当期純損失)	円	53.26	△232.04	△40.38	△3.19
総　資　産	百万円	9,320	5,234	4,415	3,971
純　資　産	百万円	4,234	1,394	1,172	1,343
１株当たり純資産額	円	446.24	146.98	123.57	141.56

(注) １．平成24年３月期（第137期）より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。

平成23年８月１日付で株式併合（10株を１株）を行いましたが、平成24年３月期（第137期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たりの当期純利益を算定しております。

２．当社の連結子会社であったラップマスターエスエフティ株式会社において、過去複数年度にわたり不適切な会計処理が行われていたことが判明し、平成20年３月期（第133期）から平成24年３月期（第137期）までの決算について、金融商品取引法に基づき訂正を行いました。これを反映した平成24年３月期（第137期）の訂正後の数値は以下のとおりであります。

区　　分	単 位	第137期 平成24年３月期
売　　上　　高	百万円	8,413
経　　常　　利　　益	百万円	252
当　　期　　純　　利　　益	百万円	369
１株当たりの当期純利益	円	38.95
総　　資　　産	百万円	8,638
純　　資　　産	百万円	3,573
１株当たり純資産額	円	376.58

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	単 位	第137期 平成24年３月期	第138期 平成25年３月期	第139期 平成26年３月期	第140期 (当事業年度) 平成27年３月期
売　　上　　高	百万円	7,001	4,033	3,307	3,452
経　常　利　益 (△は経常損失)	百万円	341	△267	△127	△72
当　期　純　利　益 (△は当期純損失)	百万円	244	△2,121	△266	△101
１株当たりの当期純利益 (△は当期純損失)	円	25.73	△223.58	△28.12	△10.70
総　　資　　産	百万円	9,013	4,545	3,728	3,970
純　　資　　産	百万円	4,878	1,561	1,302	1,356
１株当たり純資産額	円	514.15	164.59	137.32	142.98

(注) １．平成24年３月期（第137期）より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。

平成23年８月１日付で株式併合（10株を１株）を行いましたが、平成24年３月期（第137期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たりの当期純利益を算定しております。

２．当社の連結子会社であったラップマスターエスエフティ株式会社において、過去複数年度にわたり不適切な会計処理が行われていたことが判明し、平成20年３月期（第133期）から平成24年３月期（第137期）までの決算について、金融商品取引法に基づき訂正を行いました。これを反映した平成24年３月期（第137期）の訂正後の数値は以下のとおりであります。

区　　分	単 位	第137期 平成24年３月期
売　上　高	百万円	7,001
経　常　利　益	百万円	91
当 期 純 損 失 （ △ ）	百万円	△5
１株当たりの当期純損失(△)	円	△0.56
総　資　産	百万円	7,818
純　資　産	百万円	3,710
１株当たり純資産額	円	391.03

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会　社　名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
明治機械（徳州）有限公司	594百万円	100.0%	製粉・飼料用ロールの製造販売

（注）100%子会社であった株式会社東京製粉機製作所は、平成26年８月１日付で当社に吸収合併したため、重要な子会社から除いております。

(6) 対処すべき課題

１．コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの体制の充実強化

内部統制制度の見直し及びその着実な運用・評価・検証を通じ、強固なコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の構築に努めてまいりましたが、さらなる強化・充実に鋭意取り組んでいく所存であります。

２．中期経営計画の策定と推進

当社グループは各会社が「中期経営計画」を策定し、その計画に基づく経営改善諸施策を実行中であり、計画達成により継続的・安定的な成長と収益力の向上を目指し、確固たる経営基盤の構築に鋭意努力してまいります。

当社は、「第３次中期経営計画」の２年目を終えるのに当たり、ローリング（見直し）を実施中でありますが、基本方針や重点戦略の概要は次のとおりであります。

★第３次中期経営計画（第139期～第141期）の概要

１．基本方針

第３次中期経営計画の基本方針は「やり抜く企業風土の醸成」とします。

第136期～第138期の第２次中期３ヵ年経営計画では「本業回帰」の方針のもと、製粉、飼料、産業とそのプラント工事に特化した事業展開を行い、黒字決算を達成するなど、強い企業風土作りの礎を築くことを目標としてきました。

第３次中期経営計画におきましては、その基本方針を継続しつつ、これを一層強固なものとするため、当該３ヵ年の期間を通じて計画に設定された目標を「最後までやり抜く」ことをコンセプトにしたいと考えます。

また、製造業の経営の基本でありますＰＤＣＡサイクルを確実に実行し、今次中期３ヵ年経営計画を「計画」に終わらせることなく、最後までやり抜くことで、より強固な企業体質を築いてまいります。

２．重点戦略

重点戦略としては、次の５項目を掲げてまいります。

① 利益計画を可能にする企業体質への転換

② 人材の育成

③ 基本ルールの確立と品質の向上、実行を担保するための仕組みづくり

④ 技術力・開発力の強化

⑤ グループ戦略の再構築

各重点戦略には具体的なアクションプランを設定してまいりますが、これらの施策は、基本方針である「最後までやり抜く」というコンセプトから総花的にいくつもの施策を並べることなく、重要性が高く取り組み易いもの、または第２次中期３ヵ年経営計画において、既に端緒にかかっている施策をより成熟させる必要があるものに絞り実行してまいりましたが、当期は期待どおりの結果を残せないものもありました。今後も、継続的にアクションプランの確実な実行を心掛け、全社を挙げて取り組んでまいります。

３．ＴＣＳグループとのコラボレーションによるシナジー効果の具現化

当社を含む製造業を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、既存の食品や飼料分野における製粉・飼料をはじめとする産業機械関係のほかに、粉粒体技術の応用展開などで、今後の将来的な新規分野での成長基盤を確立すべく、当社グループとＴＣＳグループとの得意分野を活かしつつ、シナジー効果を追求し、お互いの経営資源の有効活用により事業領域を広げ、それぞれの企業価値の最大化を図ってまいります。

具体的には、太陽光発電事業や３Ｄプリンタ製造支援など新規事業の展開にも積極的に取り組んでいます。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業区分	主要製品・事業内容等
産業機械関連事業	
① 製粉機械	製粉製造設備一式、ロール機、スケヤーシフター、ピュリファイヤー、セパレーター、ミキサー、精米調質設備、集塵装置、ニューマ装置、ロール研磨目立機
② 配合飼料機械	配合飼料製造設備一式、ロール機、ハンマーミル、精選装置、ペレット・フレーク製造装置、集塵装置、サイロ及び搬送装置
③ その他の産業機械	各種粉砕ロール機、ハンマーミル、原料選別装置、チョコレート成型・冷却装置、二重遠心チルドロール、シフター、液体原料造粒機
不動産関連事業	ビルの賃貸
太陽光関連事業	太陽光パネルの販売及び太陽光発電システムの販売

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区神田多町二丁目２番地22
	支店	西日本支店（兵庫県西宮市）
	営業所	八戸営業所（青森県八戸市）、鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）、鹿島営業所（茨城県神栖市）
	事業所	足利事業所（栃木県足利市）、越谷事業所（埼玉県越谷市）
明治機械（徳州）有限公司	本社	中国・山東省（徳州市）
ジェイ不動産証券投資法人	本社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
160名	19名減

（注）１．上記従業員数には、使用人兼務取締役３名、特務職社員５名、パート社員６名等は含んでおりません。
２．従業員数の減少の主な理由は、自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
126名	35名増	41.4歳	13.4年

（注）１．上記従業員数には、使用人兼務取締役３名、特務職社員５名、パート社員６名等は含んでおりません。
２．従業員数の増加の主な理由は、平成26年８月１日付で子会社であった株式会社東京製粉機製作所を吸収合併したことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社足利銀行	215百万円
株式会社日本政策金融公庫	203
株式会社商工組合中央金庫	169
株式会社りそな銀行	50

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　9,502,636株

（注）　発行済株式の総数には、自己株式14,200株を含んでおります。

(3) 単元株式数　100株

(4) 株主数　5,408名

(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	290,000株	3.06%
株式会社セコニック	232,500	2.45
株式会社セコニックホールディングス	205,900	2.17
ＩＴエンジニアリング株式会社	174,200	1.84
エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社	170,000	1.79
ノーザンシステムエンジニアリング株式会社	161,200	1.70
ＭＵＴＯＨホールディングス株式会社	134,900	1.42
株式会社テクノ・セブン	130,400	1.37
株式会社テクノ・セブンシステムズ	126,500	1.33
インターネットウェア株式会社	120,400	1.27

（注）　１．持株比率は自己株式（14,200株）を控除して計算しております。

２．ＴＣＳホールディングス株式会社から平成27年４月６日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成27年４月１日現在でＴＣＳホールディングス株式会社のグループの共同保有者（36社及び個人３名）全体で、3,357,100株（35.33%）保有している旨の報告を受けております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	髙山允伯	ＴＣＳホールディングス株式会社 代表取締役社長 ＭＵＴＯＨホールディングス株式会社 取締役会長 アンドール株式会社　取締役会長 株式会社テクノ・セブン　取締役会長 株式会社セコニックホールディングス 取締役会長 日本コンベヤ株式会社　取締役会長 株式会社アイレックス　取締役会長
＊１取締役社長	河野猛	監査室・プラント部各管掌
常務取締役	秋田哲男	生産部・品質保証部各管掌 明治機械（徳州）有限公司　董事
取締役	高工弘	総務部担当 明治機械（徳州）有限公司　監事
取締役	日根年治	営業部担当 明治機械（徳州）有限公司　董事
取締役	大東日出和	株式会社明成商会　取締役 ソーラー・エレクトロ・パワー株式会社 取締役
取締役	榎隆	太陽光発電事業部担当
＊２常勤監査役	小笠原薫	－
＊２監査役	阿部裕三	東京綜合法律事務所　所長
＊２監査役	川手典子	クレアコンサルティング株式会社 代表取締役

（注）１．＊1は代表取締役、＊2は社外監査役であります。

２．平成26年６月27日開催の第139回定時株主総会及び株主総会終了後開催の取締役会において、下記のとおり役員の異動がありました。

平成26年６月27日付

新任

取　締　役	髙山允伯
取　締　役	大東日出和
取　締　役	榎隆

退任

＊取　締　役	熊谷真喜
＊取　締　役	宇澤亜弓

（注）　＊は、辞任により退任いたしました。

３．（１）常勤監査役小笠原薫氏は、前職において銀行の審査部、内部監査部等に在籍し、財務・会計・経営及び内部監査に関する相当程度の知見を有しております。

（２）監査役阿部裕三氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

（３）監査役川手典子氏は、他社の代表取締役及び社外取締役を務めており、また、公認会計士及び税理士として会社の財務・会計に精通しており、財務・会計・経営に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、常勤監査役（社外）小笠原薫氏、社外監査役の阿部裕三氏及び川手典子氏の３氏を、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。

（２）　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　数	支　　給　　額
取　締　役 （うち社外取締役）	９名 （２名）	28,430千円 (1,200千円)
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	9,840千円 (9,840千円)
合　計 （うち社外役員）	１２名 （５名）	38,270千円 (11,040千円)

（注）１．上記には、第139回定時株主総会が開催された平成26年６月27日をもって辞任した取締役２名を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第117回定時株主総会において、月額6,000千円以内と決議されております。

４．監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第119回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議されております。

（３） 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　　分	氏　名	兼職する法人等	兼職の内容	当社と当該法人等との関係
取締役	熊谷真喜	二重橋法律事務所	パートナー弁護士	―
取締役	宇澤亜弓	公認会計士宇澤事務所 一般社団法人日本公認不正検査士協会	代表 理事	―
常勤監査役	小笠原薫	―	―	―
監査役	阿部裕三	東京綜合法律事務所	所長	―
監査役	川手典子	クレアコンサルティング株式会社	代表取締役	―

（注） 取締役熊谷真喜氏、取締役宇澤亜弓氏は、第139回定時株主総会が開催された平成26年６月27日をもって辞任いたしました。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	取締役会（15回開催）		監査役会（13回開催）		取締役会及び監査役会の発言状況
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役	熊谷真喜	5	100%	―	―	弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を適宜行っております。
取締役	宇澤亜弓	5	100%	―	―	公認会計士及び公認不正検査士の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言等を適宜行っております。

区　　分	氏　　名	取締役会 (15回開催)		監査役会 (13回開催)		取締役会及び監査役会の発言状況
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
常勤監査役	小笠原薫	15	100%	13	100%	前職で銀行の審査部、内部監査部等に在籍し培った経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・勧告を適宜行っております。また、監査役会において、経理システム・内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監　査　役	阿部裕三	15	100%	13	100%	弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において助言・提言等を適宜行っております。
監　査　役	川手典子	15	100%	13	100%	公認会計士及び税理士の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、経理システム・内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

（注）１．取締役熊谷真喜氏、取締役宇澤亜弓氏は、第139回定時株主総会が開催された平成26年6月27日をもって辞任いたしましたので、当該株主総会以前のものによっております。

２．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が７回ありました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務につき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④　社外役員の報酬等の総額

	人　　数	報酬等の総額	子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	５名	11,040千円	－千円

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、当社は取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、会社法の改正に伴い新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行を平成27年６月25日開催予定の第140回定時株主総会に監査等委員会設置会社へ移行するための定款変更及び監査等委員である取締役の選任議案を上程いたします。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人元和

(2) 会計監査人の報酬等の額

	監査法人元和
・公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	19,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭、その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することを審議いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、企業の存続基盤である企業理念ならびに経営の基本方針に則った行動規範として企業行動指針を制定しており、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ、使用人に知らしめ、法令遵守と社会倫理を企業活動の原点といたします。

ロ．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。

ハ．監査役は、法令、定款、監査役会規程、監査役監査基準に基づき、会計監査人等と連携して、取締役の職務執行の監査を実施いたします。

ニ．取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等(法令違反、定款違反、コンプライアンス違反等をいう。以下同じ)を発見した場合には、コンプライアンス規程に基づき、その是正を図りコンプライアンス体制の強化に努めます。また、当社はコンプライアンス規程の中で内部通報制度を規定しており、会社は通報内容、プライバシーの秘密保護をするとともに、通報者に対し不利益な処遇はいたしません。

ホ．内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に監査室を設置し、監査室は内部監査規程に基づき、監査方針・監査計画を作成し、定期的な監査を行い、その監査結果を取締役会及び監査役会に報告いたします。

ヘ．反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期限を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持いたします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理体制の基礎として緊急事態管理規程を制定しており、商品市況、為替相場、金利及び株価等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、ＣＳＲ・コンプライアンスリスク、環境リスク、輸出に係る安全保障管理リスク、情報セキュリティリスク、その他各部門に潜在するリスク等の様々なリスクを把握・認識し、それぞれのリスクに関する担当責任取締役を置いており、そのリスクへの具体的対応や予防措置を講ずるものといたします。

ロ．不測の事態が発生した場合には、緊急事態管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努めます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回(定時)開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要な事項については、事前に社長、主要取締役による審議を経て、取締役会において執行決定を行うものといたします。

ロ．取締役会の決議に基づく業務執行は、職務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。

ハ．中期経営計画及び年度事業計画により経営目標の明確化を図り、各部門は年度毎に経営目標をブレイクダウンした部門重点目標を策定し、進捗状況をチェックします。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス体制の基盤として企業理念及び企業行動指針に加え、コンプライアンス規程を制定し、その周知徹底を図るとともに、必要に応じ社員に対するコンプライアンスの教育研修を行います。

ロ．内部監査部門である監査室を設置し、内部監査制度の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することによりコンプライアンス体制の整備を図るものといたします。

ハ．取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告

するものといたします。

ニ．使用人は、法令若しくは定款上疑義ある行為等を発見した場合の社内報告体制として、外部のヘルプラインに通報するという内部通報制度を規定しており、通報者の保護と透明性を維持した的確な体制を整備いたします。

⑥当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社独自にコンプライアンス体制を構築する必要があるとともに、今後は当社の企業行動指針をグループ会社にも適用することといたします。

ロ．グループ会社管理規程に基づき、経営上の重要な事項に関して当社への決裁・報告制度により、グループ会社の経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを実施いたします。

ハ．取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものといたします。

ニ．当社と関係会社との取引は、原則として関係会社以外との取引条件と同一のものとし、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を要するものといたします。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．当社は、これまでの会社の業況の推移から現在の監査体制をもって充分その職務を遂行しており、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。

ロ．将来、監査役が必要とした場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くものといたします。なお、使用人の人事(任命・異動・評価等)については、監査役会の意見を尊重した上で行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に都度報告するものといたします。
前記に関わらず、監査役は社内回付の決裁稟議書の全てを閲覧できるほ

か、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものといたします。

ロ．監査役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができるものといたします。

ハ．社内通報制度の規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保いたします。

ニ．監査役は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行うものといたします。

ホ．監査室の責任者は、内部監査の実施状況及び業務遂行の状況を監査役に報告いたします。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役及び使用人の監査役監査に対する理解をさらに深め、監査役監査の環境を整備するように努めるものといたします。

ロ．代表取締役社長と定期的に意見・情報交換会を行い、又、会計監査人との連携により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。

ハ．グループ会社の監査役との連絡を密にし、情報交換に努め、連携してグループとしてのコンプライアンス強化・充実を図るものといたします。

ニ．監査室との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めるものといたします。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備いたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、お客様に信頼され、満足される商品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であることを理念として、今日まで110余年に亘り、穀類（米、麦、大豆、とうもろこし、こーりゃん等）を粉砕する機器を中心とした周辺関連分野の機械設備・プラントを生産・建設してまいりました。日本で主食とされる米、パン、麺類を始め、副食として大きな分野を占めている牛、豚、鶏や魚のための飼料、さらにはビール、醤油、食用油など穀類が原料となる醸造食品は、すべて、これを粉砕する機器がなければ生産することができません。また、これら機械設備は、食糧の素材を加工するものであるため、その品質面で安全、衛生、安定性などが特に要求されます。そこで、当社は、主要な取引先であります飼料・製粉・醸造・製菓のお客様をはじめ、多くのお客様に対し、ご満足頂ける高品質で、きめ細やかなサービスをご提供するべく、その実現に日々努めてまいりました。かかる営みは、結果的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものでもあると考えております。

以上より、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由です。しかし、下記②（ア）に記載する当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切に判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主

共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものが、大規模買付者に定義されます。提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

（ア）当社の経営理念及び企業価値の源泉

当社は、以下の4つを企業理念として掲げております。

(a) 顧客に信頼され、満足される製品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であること。

(b) 環境と資源に配慮したものづくり・工事サービスを提供し、そのレベルは業界のトップとなることを常に目標に定め、その成果を自ら稼ぎ出す体質の企業であること。

(c) その成果は、社員・関係者の自信となり、適正な経済的配分とともに自己実現を果たす歓びを得られる企業であること。

(d) コンプライアンス（法令遵守）を徹底するとともに、株主を含むステークホルダーに適正な配分を行う企業であること。

このうち(a)を実現するにあたって、当社の企業価値の源泉となっているのは、創業以来当社が長い時間をかけて培ってきた技術力と、100年を超えるお客様との取引で構築された個々のお客様に関する情報の蓄積と信頼関係です。当社は、専門的な技術を長年に亘り積み重ねてまいりました。当社の中心製品である粉砕機器のみならず、粉砕前の選別、粉砕後の篩分け、空気輸送、混合、包装などすべての工程に関し、競争力の高い技術力を有しております。特に、製粉用ロール機及びシフターに関しては、国内で他に追随を許さない技術力があると自負しております。

また、当社は、ほとんどのお客様と、非常に長期にわたって取引を継続させて頂いております。飼料部門につきましても、日本に配合飼料と

いう物ができた時以来のお付き合いとなります。このような長期にわたる取引関係の中で、当社は、お客様が製造する食品に関する情報を含む、個々のお客様ごとの情報を蓄積し、ニーズに合致したきめ細かいサービスの提供と、オーダーメードでの機械設備の製造を行っております。さらに、当社が製造する機械設備は、耐用年数が長いものが多く、納品から50年を経過しても稼働しているものも少なくありません。当社は、そのような機械設備のメンテナンス、部品の供給、改造等をも安定的に行うことで、お客様からの信頼を勝ち得ております。

また、当社は、プラント部門の設計・施工を一括して請け負うほか、その後の機械設備の改造及びメンテナンスも承っております。お客様が安心して当社にプラント発注ができるよう、包括的にサービスを行う体制を維持していることも、当社の競争力の源泉であると考えております。

(イ)企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

上記のとおり、当社の企業価値の源泉は、専門的な機械設備に関する高い技術力と、長期にわたるお客様との取引によって構築された信頼関係です。そこで、当社としては、これを維持するべく、特殊機械の研究開発と、社内における技術者教育による技術の伝承を図っております。さらに、エンジニアの安定した雇用を維持することによって、機械設備に関する技術が社外に流出することを防止し、世代を超えて承継されるよう努めております。取引先との信頼関係維持の関係からは、取引先の工場に積極的に訪問した上で、当社が納品した機械設備の管理を継続的に行っております。

また、当社は、平成25年２月15日付適時開示「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてご報告のとおり、過年度において不適切な会計処理を行っておりました。これは、「コンプライアンス（法令遵守）を徹底するとともに、株主を含むステークホルダーに適正な配分を行う企業であること」という当社の経営理念にも反する行為であり、当社としましては、株主の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、かかるコンプライアンス違反が二度と生じないよう、コンプライアンス態勢の確立に全力を傾けております。具体的には、①部門長に所轄部門のコンプライアンス担当を兼務させる、②コンプライアンス委員会を設置し、監査室の機能を強化する、③親会社代表取締役と子会社の取締役の兼職

の禁止を明確化する、④取締役会の機能強化を図る、⑤監査役会の機能強化を図る、⑥子会社に対する経営管理機能を強化する、⑦内部通報制度において匿名性の担保が徹底されるよう制度改正を行う、⑧定期的に人事ローテーションを行うよう人事制度を改革する、⑨就業規則をはじめとする社内規程を整備する、⑩役員及び子会社を含むグループの全従業員に対してコンプライアンス研修を年４回程度実施する、⑪財務・経理のモニタリングを強化する、といった制度改正を実施しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

（ア）大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、上記に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した本ルールを導入することといたしました。

（イ）大規模買付ルールの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、企業価値研究会が平成20年６月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も遵守しております。

(b)株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、平成28年６月に当社が開催する予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本ルールを更新することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(d)合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は１年とされており、期差任期制には該当しないため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,042,602**	**流動負債**	**1,660,455**
現金及び預金	596,044	支払手形及び買掛金	670,919
受取手形及び売掛金	1,159,315	電子記録債務	442,786
商品及び製品	66,029	短期借入金	241,160
仕掛品	143,507	一年内償還予定の社債	20,000
原材料及び貯蔵品	60,407	リース債務	13,856
その他	21,603	未払法人税等	12,656
貸倒引当金	△4,305	未払費用	15,558
固定資産	**1,929,041**	前受金	147,410
有形固定資産	**1,187,510**	賞与引当金	17,270
建物及び構築物	161,273	工事損失引当金	19,942
機械装置及び運搬具	50,503	その他	58,894
土地	927,218	**固定負債**	**967,991**
リース資産	25,273	社債	30,000
その他	23,242	長期借入金	396,310
無形固定資産	**47,352**	リース債務	18,447
その他	47,352	退職給付に係る負債	244,714
投資その他の資産	**694,178**	資産除去債務	19,698
投資有価証券	645,349	繰延税金負債	234,471
その他	48,828	その他	24,350
資産合計	**3,971,643**	**負債合計**	**2,628,447**
		（純資産の部）	
		株主資本	**1,111,355**
		資本金	**1,605,733**
		利益剰余金	**△485,435**
		自己株式	**△8,941**
		その他の包括利益累計額	**231,840**
		その他有価証券評価差額金	**128,252**
		為替換算調整勘定	**103,588**
		純資産合計	**1,343,196**
		負債純資産合計	**3,971,643**

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
製品等売上高	4,145,305	
不動産収入	45,670	4,190,976
売上原価		
製品等売上原価	3,578,368	
不動産原価	7,408	3,585,777
売上総利益		**605,198**
販売費及び一般管理費		**713,744**
営業損失		**108,546**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,478	
償却債権取立益	36,553	
その他	26,358	67,390
営業外費用		
支払利息	16,175	
持分法による投資損失	20,686	
その他	4,835	41,696
経常損失		**82,852**
特別利益		
保険解約益	50,433	50,433
特別損失		
その他	190	190
税金等調整前当期純損失		**32,610**
法人税、住民税及び事業税	10,628	
法人税等調整額	△12,939	△2,310
少数株主損益調整前当期純損失		30,300
少数株主利益		－
当期純損失		**30,300**

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	1,605,733	△455,135	△8,941	1,141,655
当連結会計年度中の変動額				
当期純損失（△）	－	△30,300	－	△30,300
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	－	△30,300	－	△30,300
平成27年３月31日残高	1,605,733	△485,435	△8,941	1,111,355

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日残高	△27,030	73,678	△15,784	30,863	1,172,519
当連結会計年度中の変動額					
当期純損失（△）	－	－	－	－	△30,300
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	155,282	29,909	15,784	200,977	200,977
当連結会計年度中の変動額合計	155,282	29,909	15,784	200,977	170,676
平成27年３月31日残高	128,252	103,588	－	231,840	1,343,196

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,822,449**	**流動負債**	**1,646,011**
現金及び預金	469,316	支払手形	115,614
受取手形	112,078	電子記録債務	442,786
売掛金	1,023,417	買掛金	549,075
商品及び製品	28,297	短期借入金	241,160
仕掛品	132,193	1年以内返済の社債	20,000
原材料	41,591	リース債務	13,856
前払費用	8,748	未払金	8,508
その他	11,111	未払費用	12,623
貸倒引当金	△4,305	未払法人税等	12,656
固定資産	**2,148,223**	前受金	144,776
有形固定資産	**1,163,015**	預り金	4,244
建物	140,654	賞与引当金	17,270
構築物	6,254	工事損失引当金	19,942
機械及び装置	42,971	その他	43,496
車両運搬具	3,261	**固定負債**	**967,991**
工具器具備品	17,383	社債	30,000
土地	927,218	長期借入金	396,310
リース資産	25,273	リース債務	18,447
無形固定資産	**10,213**	長期預り金	24,350
ソフトウエア	820	資産除去債務	19,698
リース資産	5,152	退職給付引当金	244,714
その他	4,240	繰延税金負債	234,471
投資その他の資産	**974,994**	**負債合計**	**2,614,003**
投資有価証券	516,089	（純資産の部）	
その他の関係会社有価証券	169,180	**株主資本**	**1,228,418**
関係会社出資金	279,828	**資本金**	**1,605,733**
その他	9,896	**利益剰余金**	**△368,373**
		その他利益剰余金	△368,373
		繰越利益剰余金	△368,373
		自己株式	**△8,941**
		評価・換算差額等	**128,252**
		その他有価証券評価差額金	**128,252**
		純資産合計	**1,356,670**
資産合計	**3,970,673**	**負債純資産合計**	**3,970,673**

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,452,688
売上原価		2,994,351
売上総利益		458,336
販売費及び一般管理費		558,808
営業損失		100,471
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,357	
償却債権取立益	36,553	
その他	5,624	46,535
営業外費用		
支払利息	15,355	
その他	2,794	18,150
経常損失		72,086
特別利益		
保険解約益	50,433	50,433
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	93,543	93,543
税引前当期純損失		115,196
法人税、住民税及び事業税	10,431	
法人税等調整額	△24,095	△13,664
当期純損失		101,531

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年４月１日　残高	1,605,733	△266,841	△266,841	△8,941	1,329,949
事業年度中の変動額					
当期純損失（△）	－	△101,531	△101,531	－	△101,531
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	△101,531	△101,531	－	△101,531
平成27年３月31日　残高	1,605,733	△368,373	△368,373	△8,941	1,228,418

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　残高	△27,030	△27,030	1,302,919
事業年度中の変動額			
当期純損失（△）	－	－	△101,531
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	155,282	155,282	155,282
事業年度中の変動額合計	155,282	155,282	53,751
平成27年３月31日　残高	128,252	128,252	1,356,670

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

明治機械株式会社
　取締役会　御中

監　査　法　人　元　和

指定社員
業務執行社員　公認会計士　塩　野　治　夫　㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、明治機械株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

明治機械株式会社
　取締役会　御中

監　査　法　人　元　和

指定社員
業務執行社員　公認会計士　塩　野　治　夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、明治機械株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 第140期事業年度に係る事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する第140期事業年度に係る事業報告の記載内容および取締役の職務の執行については、第138期に判明した子会社における不適切な会計処理への対応として取られた是正措置および内部統制制度の見直しを含めて、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

明治機械株式会社　監査役会

常勤監査役　小笠原　薫　㊞

監査役　阿部裕三　㊞

監査役　川手典子　㊞

なお、監査役３名は、いずれも会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本金の額の減少の件

１．資本金の額の減少の理由

当社は、誠に遺憾ながら、本年度決算において当期純損失101,531,737円を計上いたしました。その結果、繰越欠損金368,373,428円を抱えるに至っております。

つきましては、上記繰越欠損金を解消し財務体質の健全化を図るとともに、自己株式の取得や株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものでありますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、当社の純資産の部の合計額にも変更はございませんので、１株当たりの純資産額に変更が生じるものではありません。

本議案及び後記第２号議案の「剰余金の処分の件」が承認可決されますと、資本の欠損は全て解消され、今後の財政基盤の安定化を確保することができるものと考えております。

２．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額1,605,733,008円のうち368,373,428円減少し、その他資本剰余金に振り替え、資本金の額を1,237,359,580円といたしたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

平成27年８月10日

第２号議案　剰余金の処分の件

１．剰余金の処分の理由

第１号議案における資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金について、損失の補填に充当させていただくための処分であります。

なお、本議案につきましては、第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

２．剰余金の処分の内容

(1) 処分する剰余金の額

その他資本剰余金368,373,428円の全額を、繰越利益剰余金に振り替える処理をいたしたいと存じます。これにより、振替後のその他資本剰余金は0円となります。

(2) 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金　368,373,428円

(3) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金　368,373,428円

(4) 効力発生日

平成27年８月10日

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 現行定款第２条（目的）

当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、また、あわせて現行定款第２条の事業目的の整理のため所要の変更を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の平成27年５月１日施行により、当社は、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

(3) 現行定款第２３条（取締役の責任免除）

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されました。

これに伴い、業務執行を行わない取締役につきまして、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができる旨の一部変更を行うものであります。なお、変更案第23条（取締役の責任免除）につきましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（商　号） 第１条　（条文省略）	（商　号） 第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)　諸機械器具の制作、販売、設置工事並びに建設業。 (2)　前号諸機械による工業的生産の実試並びにその製品の販売。 (3)　建築物、鋼構造物、自動制御装置、空調装置等の電気設備、給水、給湯等の配管の設計施工及び管理。 (4)　食品加工、飼料製造に関する技術コンサルタント業。 (5)　食品加工、飼料製造機械に関する技術者の派遣業。	（目　的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7)（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(6)　不動産の売買、賃貸借、管理及びそれらの仲介業。	
(7)　倉庫業。	
(8)　情報処理サービス業。	（削　除）
(9)　駐車場、洗車場、飲食店、カルチャーセンター経営。	(8)（現行どおり）
(10)　生命保険の募集に関する業務並びに損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業。	(9)（現行どおり）
(11)　コンピュータ周辺機器のソフトウェアの開発、販売。	（削　除）
(12)　情報通信機器のソフトウェアの開発、販売。	（削　除）
(13)　生ごみ、使用済包材等の再生装置の設計及びそのコンサルティング。	(10)　塗料、薬品、医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、食品添加物その他の化学製品の製造及び販売。
(14)　半導体関連製造装置の製造、販売。	（削　除）
(15)　食品加工機械器具、粉粒体処理機械器具及びそれらの部品、装置の制作、設置、補修、メンテナンス業。	（削　除）
(16)　製粉機及び補助機械の制作、補修、メンテナンス業。	（削　除）
(17)　各種産業機械、部品の制作、補修、加工、メンテナンス業。	（削　除）
(18)　下記の商品の販売及び輸入業。 青果物計量・包装機械及びその部品 食品・食肉加工機械及びその部品 商品選別機、商品測定機械及びその部品	（削　除）
(19)　ソフトウェア開発業務。	(11)（現行どおり）
(20)　コンピュータ技術者の派遣業務。	(12)（現行どおり）
(21)　コンピュータの販売業務。	(13)（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(22)　コンピュータに関係する附属品販売業務。	(14)（現行どおり）
(23)　コンピュータ及び周辺機器の製造、販売。	(15)（現行どおり）
(24)　電気機械の設計、製造、販売。	(16)（現行どおり）
(25)　自動制御装置の設計、製造、販売。	(17)（現行どおり）
(26)　電子回路の設計、製造。	(18)（現行どおり）
(27)　コンピュータによる計算及び統計業務の受託。	(19)（現行どおり）
(28)　電気通信、コンピュータシステム等にかかる調査及びコンサルティング並びに翻訳業務。	(20)（現行どおり）
(29)　太陽光発電システムの設計、販売、施工、修理。	(21)（現行どおり）
(30)　前各号に関連又は附随する事業。	(22)（現行どおり）
（本店の所在地） 第３条（条文省略）	（本店の所在地） 第３条（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第５条～第18条（条文省略）	第５条～第18条（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数及び選任） 第19条　当会社の取締役は１０名以内とし、株主総会において選任する。	（員数及び選任） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は１０名以内とする。
（新　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	③　監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会において区分して選任する。
②　取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	④　取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③　取締役の選任決議は累積投票によらない。	⑤　取締役の選任決議は累積投票によらない。
（任　期） 第20条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	（任　期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（新　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（新　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
②　代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。	②　代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。
③　取締役会は、その決議によって取締役社長及び常務取締役若干名を定め、必要あるときは取締役会長、取締役副	③　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長及び常務

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
社長及び専務取締役を定めることができる。	取締役若干名を定め、必要あるときは取締役会長、取締役副社長及び専務取締役を定めることができる。
（報酬等） 第22条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第22条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第23条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第23条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間で、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第24条（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第24条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は会日の３日前に各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は会日の３日前に各取締役に対してその通知を発するものとする。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議決の省略） 第26条（条文省略）	（取締役会の議決の省略） 第27条（現行どおり）
（取締役会規程） 第27条（条文省略）	（取締役会規程） 第28条（現行どおり）
第５章　監査役会及び監査役	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会） 第29条　監査等委員会は監査等委員をもって組織する。 ②　監査等委員会は法令又は定款に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を定め、監査等委員の権限を行使する。 ③　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（員数及び選任） 第28条　当会社の監査役は４名以内とし、株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任　期） 第29条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第30条　監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（報酬等） 第31条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は会日の３日前に各監査役に対してその通知を発する。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
第35条～第38条（条文省略）	第32条～第35条（現行どおり）
（新　設）	附則 （社外監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第138回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社の取締役７名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますことを条件に、改めて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	髙山允伯 （昭和18年２月４日生）	昭和49年９月　東京コンピュータサービス株式会社（現　ＴＣＳホールディングス株式会社）　代表取締役社長（現任） 平成13年６月　武藤工業株式会社（現ＭＵＴＯＨホールディングス株式会社）　取締役会長（現任） 平成15年６月　アンドール株式会社　取締役会長（現任） 〃　株式会社テクノ・セブン　取締役会長（現任） 平成23年６月　株式会社セコニック（現株式会社セコニックホールディングス）　取締役会長（現任） 平成25年６月　日本コンベヤ株式会社　取締役会長（現任） 〃　株式会社アイレックス　取締役会長（現任） 平成26年６月　当社取締役会長（現任）	16,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	河野　猛 （昭和35年１月19日生）	昭和59年 ４月　当社入社 平成18年 ６月　当社営業部長 平成21年 ６月　当社取締役、飼料部担当、飼料部長 平成22年 ６月　当社常務取締役、飼料部管掌 平成23年 ４月　当社プラント機工部管掌、製粉産業部管掌、営業企画管理室管掌、プラント機工部長 平成23年 ６月　当社専務取締役 平成23年 10月　明治機械（徳州）有限公司董事 平成24年 ６月　当社取締役副社長 平成25年 ２月　当社代表取締役社長（現任） 平成25年 ４月　当社監査室管掌、営業部管掌、プラント部管掌（現任）、品質保証部管掌	15,300株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	秋田哲男 (昭和34年１月23日生)	昭和56年 ４月　当社入社 平成15年 ６月　当社製造部長 平成17年 ３月　明治機械（徳州）有限公司董事 平成17年 ６月　当社取締役、製造部担当 平成20年 ４月　株式会社東京製粉機製作所取締役 平成21年 ６月　株式会社明治企画代表取締役社長 平成21年 ６月　当社製粉産業部担当、技術開発部担当、技術開発部長、品質管理部担当 平成22年 ７月　当社生産技術部担当 平成23年 １月　当社購買部担当 平成23年 10月　明治機械（徳州）有限公司董事（現任） 平成24年 ６月　当社常務取締役（現任） 平成25年 ４月　当社総務部担当、生産管理部担当、開発部担当 平成26年 ６月　品質保証部管掌（現任） 平成26年 ８月　生産部管掌（現任）	13,800株
4	日根年治 (昭和44年７月24日生)	平成12年 ２月　当社入社 平成25年 ４月　当社営業部長（現任）、経営企画管理部長 平成25年 ５月　ラップマスターエスエフティ株式会社取締役 平成25年 ６月　当社取締役、営業担当（現任）、経営企画部担当 〃　明治機械（徳州）有限公司董事（現任）	3,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	榎　隆 （昭和32年４月20日生）	昭和55年４月　高島株式会社入社 平成15年４月　同社九州営業所　太陽光事業マネージャー 平成19年４月　同社名古屋支店　太陽光事業マネージャー 平成22年４月　株式会社オーキュウ入社　環境事業部部長 平成25年２月　株式会社ムトーエンジニアリング入社　太陽光事業担当部長 平成25年６月　同社　取締役 平成26年４月　株式会社明成商会　太陽光営業部長 平成26年５月　当社顧問 平成26年６月　当社取締役（現任）、太陽光発電営業部担当 平成26年８月　太陽光発電事業部担当、太陽光発電事業部長（現任）	－株
※ 6	小林文彦 （昭和36年６月27日生）	昭和61年４月　富士電機株式会社入社 平成元年１月　大和証券株式会社入社 平成12年４月　株式会社キャム入社、取締役経営企画室長 平成25年11月　同社取締役社長室長 平成27年２月　当社顧問（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※7	村田秀和 (昭和33年８月11日生)	昭和59年 ４月　三菱重工業株式会社入社 平成元年 ６月　株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）入行 平成21年 ９月　東京コンピュータサービス株式会社入社 平成21年 10月　エヌ・ティ・ティシステム開発株式会社取締役 平成22年 ６月　株式会社アイレックス監査役 〃　ユニシステム株式会社監査役（現任） 平成25年 ６月　株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズ監査役（現任） 〃　株式会社テクノ・セブンシステムズ監査役（現任） 平成26年 ６月　一般社団法人新産業技術開発機構理事（現任） 平成26年 ７月　武藤工業株式会社入社技術主幹（現任） 平成27年 ２月　当社顧問（現任）	―株

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますことを条件に、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	高工　弘 (昭和34年４月５日生)	昭和57年 ４月　当社入社 平成18年 ４月　当社総務部長（現任） 平成23年 ２月　ラップマスターエスエフティ株式会社取締役 平成25年 ４月　同社　代表取締役社長 平成25年 ６月　当社取締役、総務部担当（現任） 〃　明治機械(徳州)有限公司　監事（現任）	2,700株
※ ★ 2	駒田弘明 (昭和30年５月21日生)	昭和53年 ４月　尼崎信用金庫　入庫 昭和55年 ９月　株式会社栗本鐵工所入社 平成20年 ４月　同社環境事業部　営業本部　営業企画・海外担当部長 平成22年 12月　日本コンベヤ株式会社入社 平成27年 ４月　同社装置システム営業部部長（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※★3	鈴木章浩 (昭和37年12月21日生)	昭和61年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）入行 平成13年 9月 信金中央金庫入庫 平成22年 4月 株式会社しんきん信託銀行出向 経営管理部長 平成23年 7月 株式会社キョウデン入社 管理本部副本部長 平成24年 6月 同社取締役管理本部長 平成27年 5月 株式会社セコニックホールディングス入社 管理本部長（現任）	－株

（注）1．※印は新任の取締役候補者であります。
2．★印は社外取締役候補者であります。
3．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4．①駒田弘明氏を社外取締役候補者とした理由は、営業等に係るこれまでの豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をしていただけることが期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えたからであります。
②鈴木章浩氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関与し、経営に関する豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をしていただけることが期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えたからであります。
5．当社は、駒田弘明氏及び鈴木章浩氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、法令に定める要件に該当する場合は、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
6．駒田弘明氏及び鈴木章浩氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は監査等委員である取締役に就任された場合には、両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当会社の取締役の報酬額は、平成4年6月26日開催の第117回定時株主総会におきまして、月額６百万円以内とご承認いただき現在に至っております。第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を勘案して、月額６百万円以内と定めること、各取締役の具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名でありますが、第３号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、引き続き監査等委員会設置会社移行前と同数の７名となります。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等を月額２百万円以内と定めること、各取締役の具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第３号議案「定款一部変更の件」及び第５号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役２名）となります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋本町４丁目８番14号
　　東京建物第３室町ビル５階　セミナールームＡ

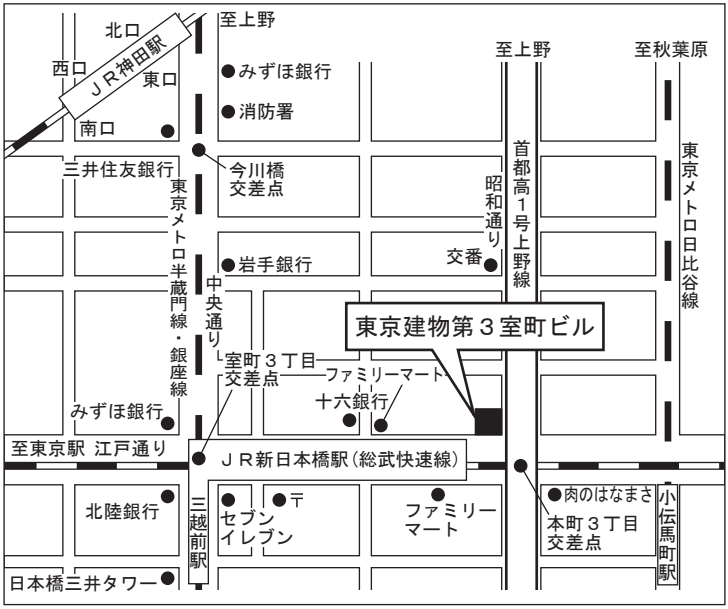

［交通のご案内］

ＪＲ総武快速線「新日本橋」駅より徒歩１分（８番出口直結）
東京メトロ銀座線「三越前」駅より徒歩４分
東京メトロ半蔵門線「三越前」駅より徒歩10分
（地下通路にて新日本橋駅８番出口直結）
東京メトロ日比谷線「小伝馬町」駅４番出口より徒歩４分
ＪＲ線「神田」駅東口より徒歩８分